

## 学校法人國學院大學と相模原市との包括連携に関する協定書

学校法人國學院大學（以下「大学」という。）と相模原市（以下「市」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化するとともに、さらに発展させ、様々な分野で包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決、活性化及び人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とする。

### （連携・協力内容）

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組むこととする。

- （1）教育・文化に関すること
- （2）まちづくりに関すること
- （3）健康・福祉に関すること
- （4）人材育成に関すること
- （5）環境保全に関すること
- （6）産業振興に関すること
- （7）防災に関すること
- （8）前各号に掲げるもののほか、相互に連携及び協力することが必要と認められること

### （情報交換及び協議）

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めるものとする。

### （解除）

第4条 大学及び市は、両者協議の上で合意した場合、いつでもこの協定を解除することができる。

### （有効期間）

第5条 この協定は、両者の代表が署名及び捺印した日に効力を発し、有効期間は令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに大学及び市のいずれからも相手方に対して協定終了の申出がないときは、期間満了日からさらに1年間同条件で延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年5月30日

東京都渋谷区東四丁目10番28号  
学校法人 國學院大學  
理事長 佐柳 正三

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長 本村 賢太郎